



JAPAN AUTOMOBILE MANUFACTURERS ASSOCIATION, INC.

TEL:(03)5405-6126 ・ 1-1-30 SHIBA DAIMON, MINATO-KU, TOKYO 105-0012 ・ FAX:(03)5405-6136

平成28年10月12日

経済再生担当
社会保障・税一体改革担当
内閣府特命担当大臣
石原 伸晃 様

一般社団法人 日本自動車工業会
会長 西川 廣人

TPP 協定の早期発効について

TPP 協定においては、本年2月の加盟国の署名に至るまでの政府関係者の多大なるご尽力に感謝申し上げます。

グローバルに事業展開する自動車業界にとりましては、関税の撤廃のみならず、知的財産権の保護や輸出入手続きの簡素化、内外投資家の公正な待遇等といった投資や貿易円滑化などのビジネス環境の整備が、自動車産業の競争力強化に極めて重要な役割を果たします。TPP協定はまさにこの目的に適った21世紀の投資と貿易の新たな枠組みであり、これらのルールが TPP 加盟12カ国で共通化されましたことは、大変意義深いものであると考えます。

自動車分野につきましては、米国の自動車部品関税が概ね即時撤廃となったことや、カナダの乗用車関税が発効後5年目に撤廃されること、また、完成車や部品の原産地を特定するためのルールが12カ国で共通化されるとともに、現行のグローバル・サプライチェーンの下で十分に対応できる内容となったことについて歓迎しております。

我々自動車業界としては、本協定を活かし、お客様のニーズにあった商品・サービスをより幅広く提供することにより、日本経済の発展に貢献して参る所存です。そのためにも、今般の第192回国会において、早期に批准されることを期待するとともに、これをきっかけに全加盟国が批准し、本協定が早期発効することを望んでおります。

以上